

令和元年第4回八千代町議会定例会会議録（第4号）

令和元年12月19日（木曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（8番）	中山 勝三君	副議長（6番）	廣瀬 賢一君
1番	関 眞幸君	2番	野村 勇君
3番	安田 忠司君	4番	増田 光利君
5番	大里 岳史君	7番	上野 政男君
9番	生井 和巳君	10番	大久保 武君
11番	水垣 正弘君	12番	小島 由久君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	谷中 聰君	副 町 長	古宇田信一君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	塚原 渥君
秘 書 公 室 長	青木 喜栄君	総 務 部 長	生井 俊一君
企画財政部長	中村 弘君	保健福祉部長	塚原 勝美君
産業建設部長 兼 都 市 建 設 課 長	木村 和則君	総 務 課 長	生井 好雄君
消防交通課長	宮本 克典君	税 務 課 長	鈴木 衛君
まちづくり 推 進 課 長	馬場 俊明君	財 務 課 長	大里 斉君
福 祉 課 長	川村 俊之君	国保年金課長 兼 健 康 増 進 課 長	飯ヶ谷智巳君
産業振興課長	飯岡 勝利君	上下水道課長	杉山 淳君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮本 正美君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	青木 和男君

総務課補佐 中川 貴志君

財務課補佐 倉持 浩幸君

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男
係 長 山中 昌之

主査兼係長 鈴木 佳奈

議長（中山勝三君） 引き続きご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第4号）

令和元年12月19日（木）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（中山勝三君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（中山勝三君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

昨日の会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、14番、大久保敏夫議員の質問を許します。

14番、大久保敏夫議員。

(14番 大久保敏夫君登壇)

14番（大久保敏夫君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告による一般質問をさせていただきます。私における一般質問は3項目があるわけですが、1、2、3を2、3、1というふうな順序で2番目から先質問をさせていただいて、3つの項目、1時間以内で質問できるようにしたいと思いますので。

今回の3つの案件につきましては、町の執行部等含めた公人が、政治家あるいはまた町民等々に対する、どういうふうな考え方に立って接しているのか、また公人というものこの立場の部分はどうわきまえているのかをお聞きしたいと思います。

まず、第1点目につきましては、お手元にありますように公人の個人情報についてでございますけれども、これにつきましては、いみじくも先般の小島議員の質問等の中でも出てきましたように、谷中町長においては入院治療中であったと。そしてまた、今においては万全なる体調を維持することができて、今後入院するようなことはありませんとも公言された中であります。

そういう中で私のお聞きしたいのは、今年の10月2日に中結城地区の老人会がありまして、八千代町においてはうわさが立ちこめる。10月2日までにいろんなうわさが立ち上がっております。9月12日の一般質問、13日の打ち上げ式に谷中町長が見えない。そうすると、そのことによって、副町長の古宇田氏においては「とりあえずお休みなのです」と。そういうことで、町長が13日の日から姿が見えなくなったことが、八千代町町民の中にうわさが満ちあふれていきました。そして、小島議員がお尋ねになったように、10月2日に中結城地区の老人会の集いが憩遊館であったときに、私は町長代理で来た古宇田副町長に、町長の動静はどうなっているのだと、こう申し上げました。わかりません、知りません、教えられません、こういうふうになるわけです。では、そういうことなのであれば、あなたは女房役で八千代町へ職を求めてきたのだ、そうした中で、女房役の、うちで言えば、おやじが入院したのに、入院した、どこにいるかわからないで、おっかあも知らないという話はあるまいと、こういうことを言ったわけでありまして、いや、その件はご勘弁と、こう述べて、しかし2日後の10月4日に事務局から各議

員に回された伝達は、谷中町長においては入院しています、10月いっぱい退院します、どこにいるかわかりません、こういうわけです。

私が何を言いたいのかといいますと、町長という職をもって、やはりまた副町長という職をもってして、八千代の部分の中において副指揮官であり、また副指揮者が八千代の町民に居場所を知らないようなことがあって、では船が出ているのであれば、船長がいなくて八千代町は動いているのだと、こうなるわけですね。あるときに副町長にこう聞きました。「どうしたんですか」、「いや、わかりません。申し上げられません」。言った言葉が、こういう言葉がありました。「個人情報なので教えられません」。公人たる者が個人情報という物事を持ち合わせるの、よほどのことがなければならぬはずなのです。ですから、では結果的には入院しておいた。入院しているということは、どこかに、まさか我々も、きょうも宮本、もとの町長さんも傍聴においでになっていますけれども、我々も海外旅行やいろいろ、1週間、10日、留守にするときは、どこどこに行っていて、どうなっています、幾日に帰ってきますということは全部届けてあって、どこだか問い合わせれば、「町長、出張中です」、「どこへ行っています」、こうなるわけです。今回はいまだにどこに、1回目の47日間、その後何日あったかわかりませんが、二月間町長が所在不明でいた。姿があらわれてきて初めて知るわけでありまして、私は少なくとも居場所ぐらいは。あのときに議員に触れ回ってきたのは、見舞いの必要はありません、10月に退院しますから、いっぱい退院しますから、見舞いは不要ですということです。なぜ、どこどこ病院に、どこどこ医者に、骨折なのか、盲腸なのか、胃潰瘍なのか、そのことに、我々はそこへ来ると個人情報だというふうに私は理解しています。しかし、町長が四十幾日間もいない、場所が特定されないで、2日の日に私は古宇田副町長に言った。「じゃ、いないのであれば、あした俺、捜索願出すから。あなたがわからないじゃ。八千代町町長が行方不明になっちゃったから、見つけてくれ」。そしたら、慌てて次の日に会議を開いたのかどうか、翌々日にこのようなことが回ってきた。

ですから、この所在不明になっていた病院等も含めた中で、それは副町長による独断での話だったのか。あるいは、町長が、病院は知らせなくていい、居場所は絶対言うのではないというふうに言ったのか。私の独断でそのことを述べたという考えが副町長に、あるいはまた町長に指示されたのです、で、言えなかったのだと、どちらなのかお答えいただきたい。

以上です。

議長（中山勝三君） 副町長。

（副町長 古宇田信一君登壇）

副町長（古宇田信一君） 議席番号14番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えいたします。

町長の入院に関してのご質問でございますが、町長は公人という立場にはございますが、今回入院したことにしましては、町長個人の病気というプライバシーに係る部分であると判断いたしまして、お知らせは控えさせていただきました。

また、この件につきましては、町長という公人の立場にある場合、個人の病気についても公表しなければならないのかということも顧問弁護士のほうにも確認いたしました。その結果、町長個人の病気というプライバシーに係る事項なので、公表の義務は生じないという見解をいただきましたので、このような判断をしたところでございます。

こういった報告に関しましては、議員の皆様には報告すべき事項につきましては速やかに今後対応してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、入院先の件についてもお尋ねがございましたけれども、入院先に関しましては町民の皆様に対してお騒がせをしてしまったこともございまして、町長本人からもお見舞いなどにつきましては辞退したいという考えがあることを聞いておりましたので、また病気の治療に専念してもらえる環境といったものにするためにも、入院先につきましても公表しない判断をしたところでございます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（中山勝三君） では、再質問、どうぞ。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） では、副町長、よく私の考え方を理解してもらいたいのですが、私が聞いているのは、病院名を言えなかったというのはあなたの判断なのか。町長から、私の入院している場所は言うなと言われたのかということをお聞きしているのです。議員の皆さん方には、これからこういうことが生じましたときは、よくやりますと。あんなことが、二、三カ月ぐらいで来て、八千代町民の心を知っているわけではないでしょうよ。議場であなたが承認したのも7対6で、やっとの思いで町長になって、今理解しているべき話で、全てちゃんと物事を捉えて。一番大事なことでしょうよ。八千代町の。

プライバシーだ、個人情報だ。ふざけるのではないよ。町長職なんかは24時間公人なのだよ。何事かあったら出て、そのかわり出勤簿というのではないのだよ。あなたにもないでしょう。町長、副町長に出席簿ないでしょうよ。自由だからこそ、物すごい一つの職責、責務を負っているのです。そのかじ取りが、どこにもいるのがわからないという。ましてや、議会の人たちも知らないのだ。上層部も知らないのだ。知っているのは1人か2人だ。こんな八千代町はどこにもないよ、日本全国探したって。どこの病院に入院しているか言うなど言ったのか、私の独断でそういうふうにしたのか、ちょっとお聞かせください。

議長（中山勝三君） 副町長。

（副町長 古宇田信一君登壇）

副町長（古宇田信一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

入院先につきましては、先ほど申し上げましたとおり、町民の皆様をお騒がせしてしまうというようなこともありまして、町長本人からお見舞いなどについて辞退したいという考えがある旨を聞いていた、そういうようなことと、病気の治療に専念してもらおう環境をつくるといった意味で、私と町長と相談した上でこれについては決断させていただきました。

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 副町長、早く言うのだよ、そういうことは。2人で相談したと言ったのでしょうか。その前に言ったらいいでしょう、私が聞いているのだから。議会をなめているのではないよ。一般町民も知りたくて一生懸命来ているのだよ。2カ月を超える歳月、八千代町の町長が行方不明になる。とんだニュースだよ。議員は誰も知らない。議長も知らない。部課長は全部知っていたのですか、それでは。どこまでが知っていたの。町長と副町長だけ。まさか秘書公室長が知らないということはないでしょうか。

入院治療を終えて、谷中町長はおっしゃられた。入院治療を無事に終わったので、今後入院することはありませんというのが小島議員に対するお答えでした。町長、2カ月近い歳月、どこの病院で過ごしたのですか。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 14番、大久保議員のご質問にお答えします。

先ほど副町長申し上げましたとおり、町民の方々にお騒がせしてしまうようなことがないように、入院先については伏せさせていただいております。ご理解のほどお願いいたします。

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 時間が、3つありますので、配分上、私の考え方で申し上げていきますけれども、これからこの執行部が続く限り八千代町は不安でなりません。なおかつ、公人としての部分を私人としての考え方とごっちゃにして、隠すべきところは隠して、そしてまた都合いいところだけ個人情報を持ち出している。あなた方は365日、24時間、八千代町の町民の衆人環視のもとに生きている。それはまた、それだけの職責を持った職にあるのだと、こう私は思っていますので、この件に関してはきょうはとりあえず終わりにします。返答は要りません。返事要りません。いいです。次にしてくれ、時間ないから。次の。答え求めているのだから。

議長（中山勝三君） それでは、次の項目に壇上で質問をお願いします。

14番、大久保敏夫議員。

（14番 大久保敏夫君登壇）

14番（大久保敏夫君） それでは、2項目めに入りたいと思います。時間が42分ということですから、残りが、20分ずつ割り振っているわけですが、なかなかそういう時間帯にいかないようですので、なるべく早くしたいと思います。

執行部の選挙対応、いわば八千代町の選挙、あるいはまた隣接、あるいはまた国政、県政等の選挙もあるわけでありましてけれども、選挙の一つの事柄における、各選挙、選挙ごとに各立候補者の中に、この勢いをつけるために、勢いをつけてほしいために為書きというものが存在して、隣接市町村や町内、あるいはまた国会、県会等の中に、町会議員や市会議員等々の地方選挙にも為書きがあふれるわけでございますけれども、私がちょっと気になることがあったものですから、1つ、2つお聞きします。

秘書公室長のほうにまずお聞きしたいのは、隣接市町村である下妻の選挙が10月1日か2日の告示で、8日選挙ということで行われました。そしてまた、八千代町の選挙も11月に行われたわけでありましてけれども、町議会選挙が。このときに谷中町長の為書きがいろんな選挙事務所をにぎわせたと思いますけれども、下妻、八千代等の候補者に対して、どのような陣営に対してこの為書きは配付されたのか。また、この為書きそのものは、私の頭にあるところによると、町費をもってしてつくった、多分谷中町長の命に

よって「必勝」という為書きになってくるのだろうと私は想像しているのですが、その内訳、公室長にお聞きしたいと思います。

議長（中山勝三君） 秘書公室長。

（秘書公室長 青木喜栄君登壇）

秘書公室長（青木喜栄君） 議席番号14番、大久保敏夫議員の通告によりまず一般質問にお答えいたします。

まず、現状の説明をさせていただきます。八千代町及び近隣市長選挙に対する対応につきましては、一般職地方公務員につきましては地方公務員法第36条により一定の政治的行為が制限されており、また同条第2項により、政治的目的をもってする政治的行為に限り、制限の対象となると規定されているところでございます。そして、我々職員につきましては、それらの法令遵守に努めているところでございます。

これに対しまして、同法第4条第2項により、地方公務員法の規定は特別職の公務員には適用しないとされておりまして、市町村長につきましては、公職選挙法第136条の2、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止規定が適用されることとなっております。

（「時間ないからいいよ、余計なことは。どこへ配ったんだべ」と

呼ぶ者あり）

秘書公室長（青木喜栄君） ご質問の下妻市議会選挙でございますけれども、近隣市町村と友好な関係を保つことは重要なことであり、ひいては当町の円滑な運営や維持発展に資するものでありますので、過去の判例などからも、選挙時における現職首長の挨拶回りや為書き等につきましては公務であると捉えてございます。

下妻市におきましては、広域事務組合、そういう部分のつき合いもございますので、下妻市議会議員の立候補の方々に為書きを、町長にかわりまして私どものほうでお届けしたものでございます。

（「全部行っているのだ。全部。配って歩いたというのは全部。はい、

いいよ」と呼ぶ者あり）

秘書公室長（青木喜栄君） また、町内選挙におかれましては、こちらは町長個人のお話と心得てございます。

以上でございます。

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） そうしますと、隣接市町村は広域市町村組合の事務組合に入っ

ていますので、どなたがそれになる可能性があるかわからないので、立候補者全てに為書きが送られた。すると、八千代町のあれについては秘書課対応ではなかったのだと、こういうことになるわけですね。そうしたときに、では町長に聞きましょう。17候補者がいたわけですが、全員にこの為書きは配られましたか。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 14番、大久保議員のご質問にお答え申し上げます。

町内の為書きについては私が配付をしたわけでございますが、後援会とも相談した上で、全員というわけではありませんでしたので、ご報告申し上げます。よろしくお願ひします。

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 谷中町長、後援会にも相談をしたと、こう今述べられましたけれども、やっぱりそういう為書きあつての持ち方をおちよくった言い方、町長、まずい。為書きはあなた個人がつくったわけではないでしょう、ね。私費で出したのですか。八千代町が、相手の名前を書いていないだけに、何十枚かつくってあるのでしょうか、町費で。何で後援会に聞かなくては、配る作業、選択しなくてはならないのですか。後援会に縛られながら、八千代町は八千代町の顔である八千代町長、谷中聰は生きているのですか。大事なことですよ。答えてください。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 町内の為書きにつきましては、私費でつくっておりますので、そういう対応になっております。ご理解のほどよろしくお願ひします。

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 町内に限っては私費という表現を今使ったようですが、我々の昔からの時代、そういうことはないのだけれども、前町長時代からそうだったですか。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） お答えいたします。

前町長時代からそうでございます。

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） そうしますと、谷中町長の政治スタンス、町政に対する、議会に対する考え方も、そのように我々も、後援会とともにあなたがあって、八千代町町政の議会の、どういう立場になるかわからない人たちに対する選別を、あなたは後援会に指図されながらこれからも生きていく、こういうことでよろしいですね。お答えは要りませんから。

はっきり申し上げます。水垣正弘議員、大里岳史議員、私には為書きは存在しておりません。あなたとあなたの後援会はそういうふうな形の中で、我々に対して協力は要らないと、こういう選別をしたのだと、そういう考え方になるのだということを、私は私なりの考え方を述べておいて、この件については終わります。

議長（中山勝三君） 続きまして、3項目目を壇上にて質問してください。

14番、大久保敏夫議員。

（「書類ちょっと持ってきていいですか」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） はい。

（14番 大久保敏夫君登壇）

14番（大久保敏夫君） それでは、お手元にあります資料でいきますと、私の質問の1番のほうに戻ります。この件につきましては、谷中町長と、谷中町長の同級生でありました方の、いわば前段の町長選における選挙違反にかかわることでありまして、これにつきましてはいろんな角度、角度で言いましたけれども、町報にまで載せるまでに、谷中町長、当時の谷中聰氏はこの選挙戦において、同級生である湯本栄氏から連絡を受けて、私が下妻警察に連絡するからそのままにしておいてくれと、こういうふうな流れを、公判等、あるいはまた弁護士、検事、裁判長等も含めた中でその裁判記録がつけられたわけですが、それによって、いわば国府田親子はその一つのでき得た供述あるいはまた証拠等によって公民権停止5年間、罰金50万円というものの中で、水戸地裁における判決、それを不服として今高裁に行っているわけでありまして、ここで改めて谷中町長にお聞きしたいのですけれども、基本的には谷中町長、この問題は2つしかないのです。湯本栄氏が、近所の奥さん方2人ももらったので、一緒にということで、湯本栄氏はお父さんである治男氏のももらった梅干しとともに、このことをあなたに連絡した。何で連絡したのかといたら、ああ、そうだ、町長に立候補している同級生の谷中聰君がいるから、彼に相談することが一番いいのだということで相談した。そしたら、谷中聰君はそれを聞き入れてくれて、下妻警察署に連絡をして、次の日に下妻警察が来

てくれたのだと。このことによって1つの裁判、証拠等々がつくり上がって、先ほど言った結果が出たわけですが、しかし谷中町長においては、私は選挙に関知していないのだと。9月の議会の最後に、関係していないのだから辞職する必要はないのだ。では、関係していたら辞職するのですかということに今度はなってくるのです。重い言葉です。

湯本栄氏は、私も法廷でも聞きましたけれども、わざわざあなたを陥れるためにあなたの名前を持ち出したのではないと思います。一番信頼できる人だから、警察へも連絡してくれ、俺らみたいなのでは相手にしてもらえないだろうから、谷中聰氏に相談したのだという。こういう記録が全部あるのですよ、ここに私は全部持っていますけれども。これは全部法廷で生きているのです。

では、湯本栄氏がうそをついているのか。あなたがそのことによって、この公職選挙法にかかわる事件のいわば立証性の中で自分が出てくるのは、自分が候補者だったから、ああ、おれがリークしたのはまずいということで、安易な気持ちで、前の6月の定例あたりから、あなたは関係していないと、こうおっしゃるわけですが、あなたが連絡したからといって、あなたが罪になるわけではないです。あなたが公職選挙法に違反するわけではないです。だけれども、あなたは2回の広報、2回分、これはここに載っていますけれども、そういった事実はないので辞職する必要はありませんと。ということは、湯本栄氏があなたを陥れようとして虚偽の証言をしたのだと、こういう解釈になるのですね。今の時点における感想をちょっとお聞かせください。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） お答えいたします。

私の知り合いのY氏の件でございますが、前回の議会でも申し上げたとおり、はっきりと覚えてはおりません。なぜならば、ちょうど自分の選挙で忙しくて、全然記憶にはないところなのですが、湯本氏がそういうふうなことを言うのであれば、もしかしたらそうなのかなとは思いますが、ただ自分の記憶の中にはございません。しかしながら、通常考えるに、もしもそういうものを置いていかれてしまった場合にはどこに相談に行くとなると、やっぱり警察になるのかなという考えは持っておるところでございます。

以上でございます。

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今町長のお話を聞いて、返事を、答弁を聞きまして、議場にお

られる議員さん方、また何回かこの件について興味ある方も聞いて、町長の答弁の仕方が変わってきた。ややニュートラルに考え方を持ってきた。6月のころには記憶はあったのだけれども、今になってみたら、なかったという話になってくるのですね。これ、谷中町長、よく冷静に考えてみてください。あなたはその後、私の6月の後、湯本栄氏と会われましたか。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 会ってはおりません。

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） では、冷静になって、町長、考えてみてください。あなたの同級生です。野爪地区をあなたを案内してくれたのは、多分湯本栄氏だろうと思います。彼は法廷で、谷中聰選挙事務所にも何回も行きました、同級生として率先して行って、みんなを誘っていきました、こう言っているのです。それほど密着性の強い、信頼性のある同級生がこのような事件に巻き込まれたのだというふうになるのですね、結果的に。重要なのですよ、これ。梅干し事件がどうだのこうだのと言っていますけれども、現実には野爪地区で7人、8人ですか。名前を言っても、法廷で言った名前だから、全部言っても。私はそらで覚えていますから。11人の立証する中で8人が、野爪地区でつくられた裁判なのですよ、これは。あとは何一つできなかった。

そういう大きな出来事を中心である湯本栄氏のやりとりの中で、場合によっては、いや、こういうあれだから選挙の役に立つかもしれないと思って、湯本氏があなたに電話したのか。いや、それとも、こういうこと、役場で副町長までやった男だから、まして町長になろうとしている男だからこういうものに詳しいのだろうということで、湯本栄氏はおやじがもらった梅干し、近所の奥さん2人が持ってきた梅干しを、あるからどう処理していいのだというふうに述べているのです。「では、私にらせてください。私が連絡しますから」と言ったら、次の日警察官が来ました。加えて、幾日もたたずに野爪の鹿嶋神社に二十数人の警察官があらわれたというのですよ、周りの人たちは。事の発端、ここから始まっているから、一番大事なことから私は聞いているのです。6月も9月も、警察には連絡したこともない。連絡したこともないということは、身に覚えがないということでしょう、連絡した覚えが。

何できょうになったら、記憶が定かではない、覚えがない、そういう話が返ってくる

のですか。八千代の町民をだましたことになるのではないですか。2回町報にも上がっているのです。どこでどういうふうな独断のかじの切り方をしているのか。副町長さんあたりが何かお知恵を授けてあるのか。副町長もこれ、先ほどの連携性からいけば、先ほどのことに戻りますけれども、　　だとか何だとかかんだとか。うっかりすると、このまま病院名も明かさずにいってしまいますよと言ったのではないですか。八千代の風土からいって、そんなことあり得ない。谷中家だって、うんと　　だから、見舞いに、近所に。近所の人たちは行きたくても行けない。何も政治的な話を私はしているのではないのだよ。出だしに言ったでしょう。宮本元町長もいる。私も町長をやったことがあって、公人としての八千代の責任者というのは重いのです。個人の感情や、自分の都合のいいほうに生き延びようといったって、だめなときはだめなのです。だから、素直に認めてやってほしいと私は言っているのです。

現実問題として、ではどちらが本当なのですか。そのことによって国府田親子の罪状も変わってくるかもしれないですよ。湯本栄氏の虚偽の証言によってつくられたのだということになって、裁判が戻される可能性だってあるのです。大事なことなのですよ、これ。調書では、あなたが、私も湯本栄氏の証言を聞きましたけれども、谷中聰さんに連絡をしたら、ではそのまま置いておいてくれと。郵便箱の中に置いておいたと。そして、次の日に警察官が来たのだと。それから写真を撮ったり何だり、次の日からガチャガチャ、ガチャガチャやって、湯本栄氏はこの谷中氏に電話をする前に、2人の、近所の関さんという方と湯本さんという方に、女の方に伺っていったら、うちにも梅干しあるから持っていけよ、うちにも梅干しあるから持っていけよといって集まってきたので、谷中さんに、同級生の人に相談をすることが一番いい。副町長もやったし、町長選挙に出ている人だから明いからということで、すがってあなたに相談したというのが警察や検事や法廷ででき上がった話なのです。あなたは「知らない」。何度も繰り返すよただけれども、あなたは「知らない」。今になってきて、記憶が定かでなくなってきました、こう申し述べた。真相はどれなのですか。

（「町長、答える必要はないよ。答える必要はない」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君）　町長。

（「よその議員は黙っている」「警察じゃないんだ、ここは」「警察より上だ」と呼ぶ者あり）

（町長　谷中　聰君登壇）

町長（谷中 聰君） お答えいたします。

先ほど来申し上げているとおり、私はそういうことをやった覚えはないです。ですから、記憶にないと一貫して申し上げているわけでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 町長、いろんなものを含めた中で、いいかげんなことを言わないでください。先ほどは、記憶が定かではなくなってきたのだと、こう言ったのだよ。このことを覚えていないからそういうふうにしたのだと、こう言いましたけれども、そういうふうな言い方をして、もう一回、副町長が自分の固定観念で言ったのか、谷中町長が故意に「言え」と言ったのかかわからないけれども、あなたの口の中に出る病気療養中の六十数日間の行方不明でいた病院はどこだったのですか。それを聞いて終わりにします。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 入院している間でございますが、台風がございました。台風の期間中につきましては、入院中でありましたが、県知事、また水戸気象台長、下館河川事務所長と徹夜で連絡をとりながら事務に、場所はここではありませんが、いそしんだわけでございます。先ほど来申し上げますとおり、入院先については伏せさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

（「では、最後に一言」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） では、町長、公人として、八千代の町長として、今後またそういうふうな立場になられた方があったら、教育長もいるけれども、校長とか教頭とか全ての人たち、八千代町から給料をもらっている人間がどこに入院しても、それは教えられない、それでいいのだという前例があなたによって、八千代町の公人、いわば公の人の立場はそういう形で隠匿されていくのだと、こういうふうに私も理解して、私のほうでそういう病院は私の口から言うのもあれだから言っているだけの話で、承知しておりますから大丈夫です。

終わります。

議長（中山勝三君） 以上で14番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

ここで、次の答弁関係課長の入場を許可いたします。

次に、1番、関眞幸議員の質問を許します。

1番、関眞幸議員。

(1番 関 眞幸君登壇)

1番(関 眞幸君) ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

公共下水道に関しまして、既に供用されている地域とそうでない地域とございます。まだその供用されていない地域の住民の方々から、下水道はどうなっているのだろう、いつ来るのだろうという声をよく耳にしております。そこで、当初の工事計画、そして現在の進捗状況、竣工率、遅延されているのであれば遅延理由を説明願いたいと思います。再質問はいたしませんので、よろしくお願いいたします。

議長(中山勝三君) 関議員、こちらの前の再質問席のほうへ座ってください。

産業建設部長。

(産業建設部長兼都市建設課長 木村和則君登壇)

産業建設部長兼都市建設課長(木村和則君) 議席番号1番、関眞幸議員の通告による一般質問にお答えします。

まず、1、公共下水道について、(1)、当初の工事計画と進捗状況についてでございます。町の生活排水対策は、トイレの水洗化に伴う生活環境の改善及び公共用水域の水質保全などを目的として、県の生活排水ベストプランに基づき、主に安静、中結城、下結城地区などの畑地帯を公共下水道事業、西豊田、川西地区の水田地帯と中結城の一部を農業集落排水事業、またそれらの事業で実施できない地域を浄化槽設置整備事業により整備することで、3つの事業を一体的に進めているところでございます。

公共下水道事業は、市街化区域における公共下水道事業区域と市街化調整区域における特定環境保全公共下水道事業区域に大別されます。処理場は下妻市中居指にありますきぬアクアステーションで、そこまで下水管をつなぎ、排水を浄化し、鬼怒川に放流しているところでございます。

町の工事計画といたしましては、全体計画と事業計画があり、全体計画の最初の計画として、平成5年度に鬼怒小貝流域下水道関連八千代町公共下水道基本計画書が策定されまして、その際に町の下水道事業の全体区域が計画されております。

当時下水道計画の目標年次はおおむね20年後とするという指針が国から示されており、

上位計画である鬼怒小貝流域下水道計画との整合性を勘案し、平成22年度を計画目標年次として、計画処理面積を833.2ヘクタール、事業費総額で219億7,400万円としました。その後、平成15年、平成25年度に見直しをし、現在では令和8年度を計画目標年次として、計画処理面積は910.5ヘクタール、事業費総額で273億9,160万円となっております。

また、事業計画の最初の計画として、平成7年度に鬼怒小貝流域下水道関連八千代町公共下水道事業計画が策定されました。事業計画は、おおむね5年から7年程度の事業施行期間で整備が可能である区域について策定されております。既計画区域の整備がある程度進んで、事業の推進のために計画の拡大が不可欠となったときに、所定の手続を経て事業計画の拡大を行うこととなります。

最初の事業計画は、計画処理面積が中央地区、東原地区の49.9ヘクタール、事業費は55億6,369万円としてございます。これまでに認可区域の変更や計画年度の延伸で計6回の事業計画変更を実施し、目標年次が令和5年度までの計画変更を合計すると、計画処理面積251.6ヘクタール、事業費は147億7,605万円となっております。また、直近では、平成30年度に県から事業計画の認可を受けてございます。

工事の計画といたしましては、事業認可区域251.6ヘクタールのうち、東原地区、若地区及び仁江戸地区、東蒔田地区、蒔田地区の整備がおおむね完了し、現在は八千代中央地区及び伊勢山地区の整備を進めており、工事が完了した区域において既に供用開始となっております。

また、進捗状況につきましては、全体計画面積910.5ヘクタールのうち、平成30年度末時点で県から事業認可を受けた事業計画の面積は251.6ヘクタール、整備面積は202.5ヘクタールとなります。認可面積に対する整備率は80%を超えてございますが、計画面積全体に対する整備率は約22%と、整備が進まない状況にあります。全体計画の整備率の推移につきましては、平成15年度末で約8%、平成20年度末で約18%、平成25年度末で約20%、平成30年度末で約22%になります。

続きまして、(2)、工事のおくれの理由と今後の事業予定について申し上げます。

まず、工事の整備が思うように進まない理由といたしまして、工事費の確保が挙げられます。下水道は道路の下に管渠を埋設していくので、費用がかかります。平成30年度においては3.6ヘクタールの管渠整備をしており、工事費の決算額は約1億1,000万円になります。平成5年度の当初の計画では1ヘクタール当たり1,800万円の工事費用を算出してございましたが、作業人件費や材料費の値上がり等もあり、平成30年度実績ベース

の単純計算での1ヘクタール当たり3,000万円以上の膨大な費用がかかっているところ
でございます。

また、工事費の大まかな歳入の内訳といたしまして、国の補助金が全体の約2分の1、
残りの2分の1の95%を起債の借入れ、その残りを受益者負担金や一般財源からの繰
り入れて賄っております。平成27年度には補助金の対象になる工事が縮減され、下水管
の末端箇所の工事費が補助金対象外となったのもおくれの要因の一つとなってございま
す。

次に、今後の事業予定でございますが、現在の事業認可期間の令和5年度までは一部
高野地区を含む伊勢山地区の市街化区域を整備し、伊勢山地区の整備がおおむね完了す
れば、所定の手続を経まして事業計画の拡大を行うこととなります。平成26年度に改定
しました八千代町ベストプランでは、費用対効果を検討した結果、今後優先的に整備す
る予定区域といたしまして、伊勢山地区の市街化調整区域、根ノ谷地区の一部、栗山地
区を現在挙げてございます。

下水道の整備を要望されております町民の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、下
水道の普及促進を図り、快適な生活環境を実現するためにも、施設の有効利用による増
収対策に取り組み、下水道事業の合理的な経営を図ってまいりますので、ご理解のほど
お願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 以上で1番、関眞幸議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入れかえを行います。答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、11番、水垣正弘議員の質問を許します。

11番、水垣正弘議員。

（11番 水垣正弘君登壇）

11番（水垣正弘君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります2
項目につきまして順次一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、筑西幹線道路の八千代町区間の整備状況について。筑西幹線道路につ
きましては、北関東桜川筑西インターチェンジから国道4号までを結ぶ、これまで国、県、
そして八千代町を含む4つの市、町が連携して事業を進めており、延長約44キロメー
トルのうち約20.7キロメートルが現在供用に至っております。この道路の整備により交通
ネットワークが強化され、地域住民の利便性の向上や円滑な物流網の構築、さらには企
業誘致の促進など、県西地域の一層の発展を担う大動脈として期待をされております。

このうち八千代町筑西一三和線から国道125号線までの6キロ区間におきましては、八千代町工区の土地買収も完了し、現在事業中であります。私の地元であります八千代高校から古河名崎工業団地までのつくば線バイパス1.5キロメートル区間に関しましては昨年度地元の地権者の境界立ち会いを実施し、土地面積にしておおむね7割程度完了しているが、数名の方がいまだ立ち会いを行っていない状況にあると聞いております。立ち会い拒否の状況については、土地所有者の耕作地をこの道路が分断する計画となっていて、事業自体いまだ賛成を示していない方であると伺っております。境界確認が完了しないと隣地の買収にも移行できないため、早急にまずは地権者に境界確認をしていただかなければ全体の事業は進まない状況と伺っております。地元の多くの方々はこの道路の早期開通を待ち望んでおりますが、一方で、代々耕作している土地に手を入れられてしまう地権者の気持ちも大切にしなければなりません。その気持ちに寄り添いながら、例えば耕作機の横断しやすいような道路計画であったり、道路の下を抜けるような構造であったり、八千代町も積極的に事業主体である県と協議の上、早急に土地買収、工事着工に向け尽力をするべきと考えております。そこで、改めてつくば―古河線バイパスの整備状況をお尋ねします。

また、早期開通に向け、現状の課題確認とその解決に向けた八千代町の方針をお伺いいたします。

2項目であります防犯カメラの設置につきまして一般質問をさせていただきたいと思っております。防犯カメラは、現在私たちの自宅はもとより、社会の至るところに設置されるようになりました。民間の警備会社が実施した調査では、「10年前に比べ防犯カメラがふえたと思いますか」という問いかけに、「とてもふえたと思う」、「ややふえたと思う」と回答した人は合わせて75%に達し、日常的に防犯カメラの増加が感じられるまになりました。日本全体の推計では500万台を超える数の機械の目が私たちの生活を見ていると言って過言ではありません。しかしながら、公共の場所に設置されている防犯カメラは都市部に集中しており、私たちの八千代町に目を転ずれば、町役場や図書館、大型の公共施設や消防団詰所などには設置している状況であります。まだまだその数は少ないと町民の皆さんの指摘もあります。

また、8月24日には平塚で殺人事件が発生し、とうとい命が失われました。さらには、境町でも同様の事件が発生し、いまだ犯人の特定がなされていない状況であります。この八千代町の殺人事件では、近隣の防犯カメラの映像が犯人特定の貴重な証拠となり、

町内で防犯カメラの増加を望む町民の声もますます高まっております。

さらに、この八千代町を含め、県西地域では車両の盗難も多発しております。きのう、おととも八千代町でトラクターの盗難が発生し、12月16日の朝から17日の夕方にかけて、八千代町佐野地内において、水田にとめてあったトラクターが盗まれたというふうな連絡が警察に入っております。八千代町においては今年に入ってトラクターの盗難が15件発生しているというような状況でありますので、なお一層防犯カメラの増設というふうな形が望ましいというふうに思われます。平成30年度の自動車やオートバイ等の乗り物盗難の発生数は38件であり、そのうち自動車に限定すれば、人口当たりの犯罪率に換算すると、実はこの八千代町は茨城県44市町村のうちワースト1位という大変不名誉な結果となっております。

町民の安全、安心を守るため、まさに町を挙げて防犯カメラ設置、増設へ動き出すべきときではないでしょうか。さらに、民間で設置されている状況も行政で把握をし、万が一の際には公共、民間を問わずにカメラ映像の提供体制を構築することも大変重要だと考えております。そこで、現在の八千代町の防犯カメラ設置状況と防犯カメラの重要性の認識についてお伺いいたします。さらに、今後のカメラの増設の計画について詳しくお尋ねを申し上げます。

議長（中山勝三君） 産業建設部長。

（産業建設部長兼都市建設課長 木村和則君登壇）

産業建設部長兼都市建設課長（木村和則君） 議席番号11番、水垣正弘議員の通告による一般質問にお答えします。

県道つくば古河線バイパス整備事業は、筑西幹線道路の関連整備といたしまして当面のルートとして整備する区間4.5キロメートルのうち約1.2キロメートルの区間となり、古河名崎工業団地南側に位置します古河市の市道柳橋恩名線の4車線道路から当町の水口地内及び古河市の南間中橋地内を通り、八千代高校南側十字路の広域農道へと接続する計画の道路となります。整備計画では4車線道路でございますが、当面は暫定2車線での整備予定となり、県が事業主体となって進めている道路整備事業となります。

現在までの整備状況でございますが、平成27年度に古河市の地区計画区域内の工事区間を境工事事務所において工事延長約470メートルの道路改良工事が施工され、供用開始となっております。

平成28年度には当町の水口地区計画内の工事区間を常総工事事務所において工事延長

約330メートルの道路改良工事が施工されておりますが、現在は通り抜けできないということから、通行どめとなっております。

平成29年8月には、関係地権者の方々への道路整備計画及び路線測量の実施に向けた説明会を開催いたしまして、同年9月には路線測量及びボーリング調査も実施してございます。また、道路改良工事計画の原案となります道路詳細設計も作成しております。

平成30年10月には道路線形の地元説明会を開催いたしまして、同年11月から用地測量を実施いたしました。境界確認の対象者は52名であり、町内者44名、町外者8名の方々に対しまして現地にて確認作業を行っていただきましたが、整備計画に対してご理解をいただけない方や連絡をとれない方が数名いるため、今年度も引き続き境界立ち会いを行いまして、整備計画にご理解いただくよう交渉を重ねていると伺っております。

今後の予定として、現在、来年1月からの用地交渉に入る準備をしているところでございます。用地交渉の対象者につきましては、地権者33名になりまして、町内者27名、町外者6名の方に対しまして用地交渉を行う予定でございます。

また、次年度以降の整備計画でございますが、用地交渉を進めるとともに、用地交渉の進捗状況によりますが、盛り土整地工事を施工予定と伺っております。

続きまして、早期開通に向けた現況の課題と、その解決に向けた八千代町の方針でございます。先ほど述べたように、昨年度から用地測量の現地立ち会いを行えていない方がおります。理由といたしましては、道路整備に伴い残地分の形状が悪くなり、整備後の利用ができなくなる等の理由によりまして、事業に同意できないとのことでございます。このような状況を踏まえまして、町といたしましても早急な工事着手に向け最大限県に協力し、県と一体となって事業を推進していきたいと考えております。

つくば一古河線バイパス整備事業が整備されますと、事業効果といたしまして八千代工業団地へのアクセスが大きく改善し、産業振興に寄与するとともに、地域住民の交流促進や生活の利便性の向上が期待できる重要な路線でございます。早期の工事着手に向けて県とともに努力してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 総務部長。

（総務部長 生井俊一君登壇）

総務部長（生井俊一君） 議席番号11番、水垣正弘議員の通告による一般質問にお答え

をいたします。

町では、地域の安全、安心な暮らしを守るため、通学路における110番の家の設置や、保護者、地域住民によるパトロール活動、児童生徒への交通安全教室や防犯ブザーの配布といったソフト対策と、信号機の設置要望、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の整備、犯罪抑止のための防犯灯や防犯カメラの設置といったハード対策を加え、防犯体制の充実強化に努めているところでございます。

そのような中、議員ご質問の防犯カメラの設置状況についてでございますが、防犯カメラに関しましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取り組み事項に基づき、警察等の関係機関と連携し、交通量の多い主要道路や交差点、公共施設の駐車場など不特定多数の人が利用する場所、空き巣や自動車盗難などの刑法犯や交通事故の多発する場所などを中心に設置を進めております。

これまでの設置状況につきましては、昨年度までに11カ所、19基の防犯カメラを設置しております。今年度におきましても、川西地区、駒城橋西側の高崎交差点と西豊田地区国道125号線の新鬼怒川橋西側の2カ所にそれぞれ2基ずつ、計4基の設置のため、工事発注の途中でございます。

防犯カメラは設置費用が高額であることや設置場所の選定、さらにはプライバシー保護の観点から管理運用が難しいなどさまざまな課題はありますが、今後におきましても、総合戦略を見直す中で、関係機関と連携を図りながら引き続き予算を確保しまして、設置拡充に努めてまいります。

次に、防犯カメラの重要性の認識についてでございます。県内における刑法犯罪の状況を見てみますと、茨城県においては自動車やトラクターの盗難が多く発生しており、本年11月末現在で自動車盗難の認知件数は全国ワースト1位であり、自動車盗難は1,064件、トラクター盗難は106件でございます。当町における自動車盗難は7件、トラクター盗難は14件であり、県内での盗難認知件数としては非常に多い状況でございます。また、今年8月には平塚地内において殺人事件が発生するなど、地域における防犯体制が急務であることは言うまでもございません。

そのような中、防犯カメラには犯罪行為を抑止する効果があり、また万一犯罪が発生した際にも、防犯カメラの記録映像が犯罪捜査に有効なことは平塚の事件の容疑者特定の例を見ても明確であり、安心、安全なまちづくりを担う防犯設備として大変重要なツールであるものと認識をしております。

近年、犯罪の多くは身近なところで起きており、いつ自分の身に起こり得るかもわかりません。自分には関係ない、誰かが守ってくれるといった意識では犯罪のない地域づくりはできませんので、町と地域が一体となり、犯罪の防犯意識の向上や防犯体制の強化を図り、犯罪を起こさせない環境づくりが必要であります。

そのようなことから、今後におきましては、町直営による防犯カメラ設置事業だけではなく、さらなる地域の安全、安心を確保するため、地域の中や生活道路等へも防犯カメラの設置を促進していく必要があるものと考え、行政区等の団体が地域内に防犯カメラを設置する際の補助金制度等を創設するなどし、町民の自主防犯意識の向上に努めてまいりますので、ご理解のほどお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

11番、水垣正弘議員。

11番（水垣正弘君） 筑西幹線道路の整備状況につきまして、今部長のほうから説明していただいたように、まだ交渉に至っていない部分、そして交渉に立ち会っていただけない部分、たくさんあるかと思うのですが、用地交渉につきましても県と協議をしながら、町でも協力をしながら、早期の道路の開通を願いたいというふうに思います。この道路ができることによりまして、これから八千代高校の十字路から8号線に入ってくる工業団地の西側の用地につきましても、やはりあの道路をもう少し広げながら、できるだけ利便性のいい状況にし、そして日野関係の企業に誘致をできるように町でも協力いただければと、このように思います。

また、防犯カメラの増設について総務部長のほうからお答えをいただいたわけですが、先ほど行政区の区長さん方とタイアップをして、行政区に助成金を出して、設置場所、そして設置費用を町で考えているというふうなお話でありました。具体的に来年度から始まるのか、その行政区にどのくらいの助成金、補助金が出るのか、その部分だけお話ししていただければと思いますので、お願い申し上げたいと思います。

議長（中山勝三君） 総務部長。

（総務部長 生井俊一君登壇）

総務部長（生井俊一君） 議席番号11番、水垣正弘議員の通告による再質問にお答えをいたします。

防犯カメラの設置増設につきましては、行政区等と相談をしながら補助金等の創設をするというふうな形で答弁をさせていただきました。これから予算編成がございしますの

で、その中でよく吟味をいたしまして、多くの予算を獲得しまして、町民の方の安心、安全のために役立てていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 最後に再々質問ありますか。

11番（水垣正弘君） いや、以上で終わります。

議長（中山勝三君） 以上で11番、水垣正弘議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前10時31分）

議長（中山勝三君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前10時46分）

議長（中山勝三君） 次に、2番、野村勇議員の質問を許します。

2番、野村勇議員。

（2番 野村 勇君登壇）

2番（野村 勇君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をいたします。

私の質問は、いずれも少子高齢、人口減少という、避けて通ることのできない、目前に差し迫った大きな問題を背景とするものであります。

現在2025年問題というものが盛んに取り上げられております。厚生労働省はその白書において、団塊世代は1947年から1949年生まれとしています。この定義に従えば現在の年齢は69歳から72歳となり、日本の医療制度上は前期高齢者に該当する世代ですが、これまで国を支えてきた800万人と言われるこの団塊の世代が2025年ごろまでに後期高齢者となることにより、医療費など社会保障の急増が懸念される問題であります。対策として、医療、介護分野の整備や少子高齢対策が急務となっているものであります。要するに、2025年問題とは、人手不足とお金がない財政危機ということに集約される問題であります。国民の4人に1人が後期高齢者の超高齢社会があと6年もたたないうちに訪れるということになります。

当町に目を向けますと、平成28年3月に八千代町人口ビジョンが策定されています。これによりますと、人口の動きがほぼ全国の動きと同様であることがわかります。人口

問題研究所の推計によりますと、何もしなければ2040年ごろにおける当町の人口は約1万7,000人台であろうと予測されております。旧村の1地区がなくなる、消滅する、このような4,000人規模の人口減というものになるということが予測されております。人口減少は町の活力を失うことにつながる大きな問題であります。予測としまして、悪影響の問題であります。少子化の進展は労働力の減少及び供給力の低下につながります。また、消費者の減少や市場の縮小が生じ、そして産業を支える労働力が低下します。また、少子高齢化により、若者1人が支える高齢者が大幅に増加し、社会保障制度に大きな混乱を招くおそれがあります。さらに、地域の経済活動や伝統的な行事、イベントの消滅など活力を低下させる障害が起こることが予想されます。そこで、今後は、たとえ人口が減少してもいつまでも住み続けたいまちづくり、生き残るために活力のあるまちづくりを大きく前進、推進するために今から準備を進めておくことを重要と考えまして、3つの項目について質問をさせていただきます。

大項目の1点目、男女共同参画社会の推進についてであります。男女共同参画社会とは、平成11年6月の男女共同参画社会基本法により示され、その狙いは、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会づくりであります。同法の中で、地方公共団体の役割を、基本理念に基づき、地域の特性を生かした施策の展開とし、国民の役割を男女共同参画社会づくりに協力することを期待する、このようにうたっております。人口減少、高齢社会の中、これからのまちづくりに女性の参加、活躍はなくてはならない重要な問題、課題となってまいります。町では第5次総合計画後期基本計画の中で、現況及び課題をこのように述べております。個人の尊重と法のもとでの平等のもと、人権の尊重や男女平等の実現に向けてさまざまな取り組みが進められているが、現実の社会においては女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等への差別など解決すべき課題が依然多く残されている。そのために、一人一人が尊重される社会の平等な構成員として、みずからの意思によってあらゆる分野における活動に参画する社会の実現が強く求められている。当町においては、問題に対する理解と意識を深める努力をしてみました。

平成22年3月に八千代町男女共同参画プランを策定し、意識の醸成に努め、さらに平成28年4月には女性活躍推進法が施行され、これは働く場面での女性の活躍を推進していくというものでございます。また、目標指標として、審議会等への女性の割合を平成26年当時11.9%であったものを、目標年度である平成32年、令和2年までに30%に引き

上げるといふ努力目標が掲げられています。

質問の1点目としまして、八千代町男女共同参画プランに基づく取り組み状況と成果等についてお尋ねいたします。

2点目としまして、各種審議会等における女性委員の割合を30%とした数値目標に対する現況値についてお尋ねいたします。

3点目としまして、今後の推進対策として、このような大きな取り組みは基本となる考え方を町全体に浸透させていく必要があると思います。そこで、私としましては、より高い位置での努力目標、方向性を示すものとして、法律、つまり条例の制定により、明確にすべきと考えておりますので、この点について答弁願います。

次に、大項目の2点目、健康で長生き対策の推進について伺います。日本人の平均寿命は、平成28年、国のデータで、男性が80.98歳、女性87.14歳であります。健康寿命は男性が72.14歳、女性は74.79歳とされています。ここで言う健康寿命とは、日常生活に制限がなく、健康で自立して生きられる期間と定義しています。平均寿命と健康寿命の差が短ければ短いほど、多くの方が死ぬまで元気で、寝たきりや要介護の状態にならずに人生を送れる、このようなわけであります。問題は、平均寿命と健康寿命の間にある10年という長い差であります。この期間、10年間の医療費は人が生涯にかかる医療費の半分近くを占めるということ、数値が示されております。もしこの差である平均寿命と健康寿命の差を縮めることができれば、医療費や介護費を大幅に抑制することができると、このようなことになるわけであります。2025年問題を考えた場合、これは行財政運営に大きな影響を及ぼすことになりまして、鍵を握るのは、あらかじめ病気を防ぐ、つまり病気予防ということになります。病気予防は住民一人一人の努力によってできる、健康で長生きする最大の対策でもあります。その観点から、病気予防に対する意識づくりが今後の当町のまちづくりにおける大きな課題であると言えます。

そこで、質問の1点目は、当町における健康診断の受診率の推移であります。各種健診の過去10年程度の数値についてお尋ねいたします。

質問の2点目は、病気予防の大切さと対策についてであります。近年は、遠隔地にいながらオンラインで、いわゆる在宅のまま診療や治療を行うという取り組みがありますが、このようなものは医療対策に不安を残す当町において検討に値する、もしくは将来町にとって有効な手段になる可能性があるものと思われませんが、通信技術や医療技術の大きな進歩がある中、病気予防に対する考え方とその対策についてお尋ねいたします。

大項目の3点目は、高齢社会における日常生活を支える交通手段の確保についてであります。八千代町第5次総合計画や総合戦略の中で新たな交通手段の検討が必要との観点から平成30年3月に八千代町公共交通会議が立ち上げられ、その後多くの問題がありながら、着々と目標達成に向けて前進していることがさきの全員協議会の説明の中で感じられました。改めまして、関係者の皆様におかれましては大変ご苦勞さまでと申し上げさせていただきます。もとより当会議は地域の実情に合った交通体系を検討し、確保することが大きな目的であります。これまで住民アンケート調査を実施し、そのほか関係団体ヒアリング、地区別座談会を実施し、また先進地視察を行い、委員の意見調整により、デマンド方式による新しい住民の日常を支える公共交通が来年の実証運行に向けて動き出すことになりました。一方で、実証運行に当たっては、財源の確保や運行エリアなど今後取り組むべき課題も見え始めております。

質問の1点目として、当会議の開催状況と協議内容についてお尋ねいたします。

質問の2点目としまして、現時点における方向性と運行予定時期についてお尋ねいたします。

3点目は、費用対効果及び説明責任についてであります。現在の医療巡回バスの運行では町の負担が830万円ということですが、新たな公共交通システムによれば1,800万円ということで、約1,000万円ほど負担増が見込まれることとなります。今後高齢社会の中で独居老人などの交通弱者、あるいは買い物弱者と言われる、日常生活の中で移動手段を確保できず、生活に不便を来す住民の方がふえてくることが予想されますが、一方で定住対策として、新しい公共交通網の整備に大きな関心の期待感が持たれていることもアンケート調査などで明らかであります。このことから、安定的な運行を行うための財源確保と住民の方の期待に応えるという相反する問題を同時にクリアすることが望まれます。そこで、納税者であり利用者である住民の方への説明を丁寧に慎重に行う必要がありますが、どのような啓蒙活動を考えているのかという点についてお伺いいたします。

以上3項目について答弁を求めます。

議長（中山勝三君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号2番、野村勇議員の通告による一般質問にお答えいたします。

初めに、男女共同参画社会の推進についてのご質問にお答えいたします。当町では、男女共同参画意識の啓発及び男女共同参画社会の形成を推進するため、八千代町男女共同参画推進委員会を平成20年に設置しております。現在委員は公募による男性6名、女性9名の計15名から構成され、主な活動内容といたしましては、委員の男女共同参画に対する見識を深める目的で、近隣市町村の講演会や県のレイクエコー研修会などに参加しております。また、町民の方への意識啓発として、男女共同参画に関する講演会や、小中学生を対象とした絵画コンクールを開催しております。さらに、本年度は、現在の八千代町男女共同参画プランの期間満了に伴い、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とする第2次八千代町男女共同参画プランの策定に取り組んでいるところでございます。

策定に当たりましては、平成20年度と平成28年度に実施いたしました男女共同参画に関する町民意識調査を経年比較した結果、多くの調査項目において男女平等に対する意識が進んではいるものの、家庭、地域、職場などさまざまな場面において不平等を感じると回答された方も一定数おりました。今後ますます加速すると思われまます社会情勢の変化や価値観の多様化に対応した施策を総合的に推進するとともに、継続した意識啓発を展開していく必要があると考えております。

次に、数値目標に対する達成率でございますが、現在のプランの中で「政策・方針の決定の場への女性参画を進めるため、審議会・委員会等の女性の構成割合30%を目標にする」となっております。しかしながら、平成31年4月1日現在において審議会等での女性の構成割合は14.8%であり、委員会等の女性の構成割合も15.2%にとどまっております。なお、県内市町村平均につきましては、現在公表されております最新値が平成30年4月1日現在のものですが、審議会等での女性の構成割合が26.0%、委員会等の女性の構成割合が12.6%となっており、審議会等での割合は県内市町村平均を大きく下回っている状況でございます。

また、目標値である30%には審議会等、委員会等の両方において未達成の状況でございますので、さらなる女性委員の積極的登用が必要であると認識しております。

なお、審議会等、委員会等に入っておりませんが、先ごろ改選されました民生委員につきましては、総数50名のうち34人、68%を女性が占めてございますので、ご報告させていただきます。

続きまして、3点目の今後の対策についてのご質問でございますが、茨城県内におけ

る男女共同参画に関する条例の制定状況につきましては、平成30年4月1日現在、25の市町村で制定されており、条例では、基本理念を定めて、市町村、住民及び事業者が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むこととしております。

当町におきましては、条例は未制定でございますが、男女共同参画プランの中で、男女の人権の尊重、社会制度・慣行への配慮、多様な生き方の選択、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調の5つの基本理念を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて、プランに沿ったさまざまな施策を総合的に推進し、展開してまいりました。

今後は、新しく策定いたします第2次八千代町男女共同参画プランに基づきまして住民や事業所への広報活動を強化し、さらなる男女共同参画の推進を図るとともに、条例の制定につきましても、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する町の姿勢を内外に示す意味合いから、制定に向けた調査、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢社会における日常生活を支える交通手段の確保についてのご質問でございますが、八千代町公共交通会議の開催状況につきましては、平成30年3月22日、議会議員を初めとした町民の代表者や交通事業者、国、県の関係行政機関などで構成されます27名の委員により、八千代町公共交通会議を設立いたしました。

同年6月26日の会議におきましては、住民ニーズ調査の実施について協議を行い、7月から8月にかけて住民アンケート調査や、5地区での住民座談会、医療機関巡回バスの利用者アンケート調査及び商業施設や交通事業者に対するヒアリング調査などを実施いたしました。

その後、11月2日の会議におきましては、地域の現状整理及び住民ニーズ調査の結果を報告し、町内を巡回するコミュニティーバスやデマンド型の交通システムなどの新しい公共交通の運行形態について委員の皆様からさまざまなご意見を頂戴いたしました。

また、11月20日には視察研修として筑西市及び栃木県芳賀町を訪問し、主に乗り合い型のデマンドタクシーについての説明を受け、本年5月14日には坂東市及び結城市においてコミュニティーバスについての説明を受けてまいりました。

会議としましては、本年3月22日、7月2日及び9月30日の会議におきまして、予約制のデマンド交通及びコミュニティーバスの有償または無償の3案について協議、検討を重ねてまいりました。その結果、9月30日の会議において、予約制のデマンド交通が

八千代町の地域に適しているという結論に至り、承認をいただきました。

新たなデマンド交通の運行につきましては、令和2年10月の運行開始を目指しておりますが、その前に、令和2年3月議会定例会におきましてデマンド交通の実施に係る予算をご審議いただき、また公共交通会議において関東運輸局の運行についての許可申請内容についてご承認をいただき、その後許可申請を行う予定でございます。そして、5月から6月ごろには小中学生や一般公募によりデマンド交通の愛称を募集しようと考えております。さらに、住民への周知、事前登録、利用券の販売等を経て10月からのデマンド交通の運行開始になるわけでございますが、遺漏のないよう準備作業を進めてまいりたいと考えております。

デマンド交通の運行内容につきましては、自宅の前から公共施設や医療機関、商業施設など町内のさまざまな目的地まで、予約時のみの運行を行う交通システムでございます。

なお、八千代町の財政負担といたしましては、運賃収入のほか、国や県の補助金を活用する考えでございますが、運行業務、予約受付業務、利用券、チラシ印刷などで令和2年度につきましては1,287万円、令和3年度が1,982万円で、令和4年度が1,868万円と見込んでおります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計値では、八千代町の65歳以上の割合が令和7年には33%になると予想されており、高齢化社会は急激に進むものと予想されます。さらに、現在高齢者による痛ましい交通事故が社会問題となっている中、運転免許を返納する方も増加傾向にあり、公共交通を必要とする住民は確実にふえると予想されております。来年度導入を計画しておりますデマンド交通につきましては、自宅の前に乗りおり場所を設定できますので、バス停まで遠いといった不公平感も解消でき、町民の誰もが気軽に利用できます。さらに、医療機関への通院や商業施設への買い物など幅広く利用できますので、日常生活を支える交通手段として必要不可欠であると考えております。その他、ご家族にとりましても、通院や催し物への参加などの送迎に対する心理的な軽減負担にもつながってくると考えております。

このように、一定の財政負担はございますが、他の事業の見直しやふるさと納税、財政調整基金などの活用により財源を確保し、高齢化社会への対応、交通弱者及びその家族が移動手段を持ち、気兼ねすることなく日々の生活を送れるという安心感は何物にもかえがたく、町の活性化にもつながってくるものであると考えております。議会及び公

公共交通会議におきまして承認が得られれば、財政負担とデマンド交通の導入に至った経過やメリットなどをいろいろな会議や広報紙などを使って丁寧に説明し、その責任を果たしてまいりたいと考えているところでございます。

また、公共交通システムのあり方につきましては、毎年公共交通会議において検証を行い、利用者の目線に立った利便性の向上や利用者増を図り、財政負担の軽減に努めてまいりますので、議員皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 議席番号2番、野村勇議員の通告による一般質問にお答えいたします。

大きな2番目、健康で長生き対策の推進について、(1)、本町における健康診断の受診率の推移についてでございますが、国民健康保険における特定健診の受診率及び後期高齢者医療保険における健康診査の受診率についてお答えいたします。

まず、国民健康保険制度では、これまでの健康診査にかわり、平成20年度から特定健康診査、いわゆるメタボ健診が開始されました。本町における特定健診の受診率は、平成20年度から順次、39.4%、41.0%、38.5%、38.4%、35.3%、36.1%、36.6%、38.2%、38.0%、39.1%、40.1%と約4割の国保加入者の方が受診しており、ほぼ横ばい状態でございます。

また、後期高齢者医療保険制度における健康診査の受診率の状況は、平成20年度から順次、20.8%、21.5%、18.6%、19.0%、18.3%、20.1%、17.0%、18.4%、16.1%、15.1%、17.0%となっており、国保同様、ほぼ横ばい状態でございます。

本町で実施していますががん検診は、肺がん（胸部エックス線）、それから胃がん（胃部エックス線及び内視鏡）、大腸がん（便潜血検査）、乳がん（マンモグラフィー）、子宮頸がん（細胞診）、前立腺がんの各種検診でございます。これらの検診は、総合検診、住民検診、人間ドック等に併用受診可能となっており、本人希望により一部の検査を受けることができるようになっております。

がん検診の受診率は種類ごとになり、本町では肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんの5種類について公表をいたしております。

まず、肺がんの受診率の状況は、平成20年度から、38.3%、48.3%、34.4%、34.9%、

41.5%、39.4%、39.5%、40.7%、平成28年度から集計方法が変わり、40歳から69歳の受診率となり、19.4%、17.7%、16.9%となっております。

胃がん検査につきましては、平成20年度から、11.7%、13.1%、13.7%、13.6%、12.6%、11.8%、11.4%、10.4%、7.5%、平成29年度は集計方法が変わりまして、50歳から69歳の受診率となり、1.3%、7.0%でございます。

大腸がん検診につきましては、平成20年度から順次、14.6%、16.7%、13.9%、22.6%、22.5%、22.4%、22.7%、24.6%、平成28年度から集計方法が変わりまして、40歳から69歳の受診率となりますが、12.8%、12.4%、11.8%でございます。

乳がん検診は、平成20年度から順次、15.0%、16.2%、17.2%、19.1%、17.1%、20.1%、23.2%、16.2%、同様に28年度は40歳から69歳で、8.1%、8.5%、18.4%でございます。

子宮頸がん(子宮がん)検診ですが、8.5%、14.6%、18.1%、19.1%、18.2%、16.7%、18.7%、14.7%、16.7%、同様に平成29年度は20歳から69歳の受診率となりまして、4.6%、16.7%でございます。

がん検診受診率の県内における状況につきましては、直近5カ年ではほぼ県平均と同率でございます。

続きまして、(2)番目、予防の大切さと対策についてでございますが、本町における健康診査に対する関心を受診率から見ますと、決して高いとは言えない状況でございます。未受診者対策として取り組んでおりますのが、直近3年以内の健診受診者に対し勸奨通知書の送付及び電話連絡による受診勸奨、秋まつり開催時のPR活動、町ホームページ、広報紙への掲載など啓蒙普及活動を実施しております。

健康診査受診率の向上につきましては、人間ドック受診者は本人同意により、そのデータ提供を受けることによって受診者へ算入することができることから、データ提供の協力を求めています。

また、総合健診や住民検診を中心に、勤務先における受診勸奨など、関係機関等と連携し、推進してまいりたいと考えております。現在住民検診は行政区の公民館及び保健センターを会場として実施しておりますが、受診時のプライバシー保護、特に女性に対して十分な配慮ができ、安心して受診していただけることから、保健センターを会場とすることができないか調査、検討させていただき、受診率向上を図るためにはどうすれば一番よいのかを考えてまいりたいと思っております。

そのほか、直接的な受診勸奨によらないものとして、健康診査会場での減塩指導や調

理方法の紹介、試食など町食生活改善推進協議会の協力のもと、健康づくり事業を展開し、受診者を含め、その家族の方に対し健康教室のミニ版を開催、健康づくりを通して受診率の向上に努めているところでございます。

特定健診実施の対象者は40歳以上の方が対象となっておりますが、若年者層、40歳未満ですが、健診の定期受診のきっかけとなるよう、町内の小中高校に赴き、伝統料理の講習会や親子料理教室などを開催して健康づくりへの関心を高めるとともに、健康診査の定期受診につなげたいと思っております。

議員ご指摘の遠隔医療の有効性について考察いたしますと、中山間部、離島、島嶼など無医村や医師不足の過疎地域を対象に、遠隔医療の考えが普及されていると考えております。茨城県は全国でも医師不足地域として、そして埼玉県に次ぐ医師不足地域として発表されており、これを受け、県は医師不足解消対策として、昨年度より医師確保対策事業に取り組んでおります。これは、県と筑波大学で連携し、茨城県に一人でも多くの医師に県内医療施設にとどまっていたらこうとするものでございます。また、2次医療圏内の市町村の県立高校にも医療系コースの設置をするなど、医師の確保に向けた取り組みがなされようとしております。医療体制の整備という観点から、医師不足解消という課題に向け、県事業に協力しつつ、将来起こり得る事態に備え、議員のご提案の遠隔医療について調査研究を行う必要があると考えております。

今後は、国、県の動向を見ながら、医師会を初め関係者と有効的な対策や、遠隔医療に関する課題や事例を調査してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聡君登壇）

町長（谷中 聡君） 議席番号2番、野村勇議員の通告による一般質問にお答え申し上げます。

男女共同参画社会の推進についてのご質問でございますが、議員の言われるとおり、人口減対策に関連しても非常に重要な問題と捉えているところでございます。男女共同参画社会の推進における当町の取り組みについては、数値目標に対する達成率につきまして、先ほど担当部長が答弁したとおりでございます。現在の八千代町男女共同参画プランの期間満了に伴いまして、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とす

る第2次八千代町男女共同参画プランの策定に取り組んでいるところでございます。

策定に当たりましては、住民意識調査を初め、男女共同参画プラン検討委員会やパブリックコメントなどにより、さまざまな意見を頂戴しながら、計画策定に反映をさせ、作業を進めております。今後、令和2年3月に策定予定の第2次八千代町男女共同参画プランに基づきまして、男女共同参画社会の推進に向けて各種施策について全庁的に取り組んでまいります。

参考でございますが、世界経済フォーラムというところで毎年年末に発表しておりますジェンダーギャップというのがあります。社会活動の男女格差を比率であらわしたものでございまして、順位が日本は153カ国中、昨年が110位、そして今年が121位ということで、順位が落ちております。これの指標につきましては、政治、経済、健康、教育、大きい分野で4つあるのですが、では日本は何で低いかと申しますと、政治、経済分野が低いのです。

そういうことを受けまして、それを裏づけするように、町の審議会、委員会等における女性委員の構成割合を30%にすると、そういう目標については未達成の状況にあります。さらなる女性の積極的な登用が必要、そして町の職員も管理職として女性をふやしていこうと、そういう考えのもとに今後事に当たっていきたいと考えているところでございます。併せまして、まちづくりへの参画や働く女性への支援を通じて、女性がいきいきと輝き、私の公約であります、いつまでも住み続けたいまちづくりを進めてまいります。

次に、今後の対策について、男女共同参画に関する条例の制定、広報活動等についてでございますが、条例の制定につきましては、県内市町村の推進体制など状況を把握し、議会を初め男女共同参画推進委員会のご意見なども頂戴しながら検討を進めてまいります。さらに、新しく策定いたします第2次八千代町男女共同参画プランに基づき、総合的かつ計画的に施策を推進するとともに、住民の方や事業所に対する広報活動を行うことによりまして男女共同参画社会への意識の向上を図ってまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

2番、野村勇議員。

2番（野村 勇君） それぞれの項目について丁寧なご答弁をいただきました。ありがとうございます。

いずれも町民の方の理解と協力をなくしてやり遂げられない取り組みであります。女性の活躍をなくして、また健康で長生きなくして、さらに自立した行動のもととなる交通システムなくして、少子超高齢社会をしなやかに生き抜くことはできないと、このように考えております。私がそれぞれ指摘いたしました数値目標や努力の方向、幾つかの課題などについても鋭意取り組んでいただけるということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

再質問としましては、町長の説明にありましたように、女性の政治、行政あるいは地域コミュニティへの参加は地球規模のものであるということがうかがい知ることができます。現在町のホームページに掲載中の第2次八千代町男女共同参画プラン（案）の件でございますが、最後のほうに目標値の設定がありまして、男女共同参画社会という言葉を知っている人の割合を令和6年度で50%としていますが、意識づくりの重要性やこれまでの男女共同参画推進委員さんの努力の足跡を考えたとき、もう少し強気な数字、つまり高い目標値が必要ではないでしょうか。その点の考え方についてお伺いいたしますので、答弁願います。

議長（中山勝三君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号2番、野村勇議員の再質問にお答えいたします。

第2次男女共同参画プラン（案）についてなのですが、男女共同参画社会という言葉を知っている人の割合ですけれども、令和6年度の目標が50%ということで現在設定しております。

その目標値をもう少し高く設定してはどうかというご質問でございますが、男女共同参画社会に関する町民の意識を高めていくという目標としまして50%を設定いたしました。数値目標につきましては、町民の意識調査、アンケート調査により把握することになっております。今回の数値目標の設定におきましては、現状のアンケート調査の項目にはないため現況値が把握できておりませんので、近隣自治体のプランにおける現況値や目標値を参考にして設定をいたしました。近隣自治体の現況値が31.9%でありましたので、本町におきましても各種施策を推進しておりますけれども、まずは町民の半数の方が男女共同参画社会を認識しているという状況を目標として設定したものでございます。

令和6年度にプランの見直しを行いますので、その際には住民意識調査を行いまして、

議員のご意見や男女共同参画推進委員会のご意見などを反映するとともに、そのときの国、県、近隣自治体の状況を把握しながら目標値の見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上、ご理解のほどお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 最後に、再々質問ありますか。

2番（野村 勇君） ありません。

議長（中山勝三君） 以上で2番、野村勇議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の退場を許可いたします。

次に、10番、大久保武議員の質問を許します。

10番、大久保武議員。

（10番 大久保 武君登壇）

10番（大久保 武君） ただいま議長の許可をいただきましたので、安静小学校の体育館の雨どいの改修の件と、安静小学校の特別室のエアコンの設置の件を質問させていただきます。

町内で、ある場所で私が町民の方に、「安静小学校へ勤めている者ですが、小学校の雨どいが非常に悪い。ぜひ議員さん、見ていただきたい」というようなお願いをされましたので、早速学校へ行きましたら、教頭先生が「議員さん、どうかしましたか」と言われましたので、「町民から体育館の雨どいの件で、ひどいということで、見させていただきます」と言ったら、教頭先生も一緒に見ていただきました。南側から北側まで一緒に見たのですが、非常にビニールの部分が割れてしまって、縦の鉄管のところ腐食してしまって、途中でないのです。非常に壊れていて、雨どいの価値がほとんどないというような状況でありましたので、教頭先生が「校長室でお茶でも飲んでください」ということなので、お茶を呼ばれながら、挟んでいろんな話をしましたところ、中学校の特別室にはエアコンがあるのに、小学校にはエアコンがないのだということを言われました。ああ、そうですかと。

教育委員会としてはどのような考えでいるのか伺いたいと思いますので、答弁をお願いいたします。

議長（中山勝三君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 青木和男君登壇）

教育次長兼学校教育課長（青木和男君） 議席番号10番、大久保武議員の通告によりま

す一般質問にお答えいたします。

まず最初に、安静小学校の特別教室へのエアコン設置の件でございます。町内5つの小学校へのエアコン設置につきましては、平成30年度の当初予算におきまして議会の議決をいただきまして、児童の健康管理や勉強に集中できるよう学習環境を整えるため、エアコン設置を実施してございます。2学期の9月から稼働することができました。この工事でエアコンを設置したのは、児童が1日の大半を過ごしております普通教室となっております。特別教室への設置は行っていない状況でございます。

ご質問の特別教室へのエアコン設置の件でございますが、エアコンの必要性、当然理解してございます。老朽化等による改修等も含めまして、必要な学校施設が残っている現状でございます。教育環境の整備として捉えて検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、体育館の雨どいの改修の件でございますが、これに対しても検討してまいりますと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席番号10番、大久保武議員の通告による一般質問にお答えいたします。

安静小学校の特別教室へのエアコン設置の件、また体育館雨どいの改修の件につきましては、今教育次長が答弁したとおりでございます。学校におきましては、児童生徒が安心して意欲的に学習やスポーツができる、そういった環境づくりはきわめて重要であり、今後大きな課題の一つと考えておりますので、ご理解をいただきまして、ご協力とにもお願いしたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

10番、大久保武議員。

10番（大久保 武君） 再質問というよりも、要望をしたいと思います。

厳しい財政でしようが、一日も早く雨どいの改修及び特別室へのエアコンの設置を要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（中山勝三君） 以上で10番、大久保武議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。
これにて一般質問を終わります。

議長（中山勝三君） 次会は、あす午前9時から本会議を開きます。
本日はこれにて散会といたします。

（午前11時37分）